

第2回第6期熊本市自治推進委員会 議事要旨

I 会議概要

- (1) 日 時 令和8年(2026年)5月20日(水)18時30分～20時30分
- (2) 場 所 熊本市役所4階 モニター室
- (3) 出席委員 澤田委員長、小林副委員長、上村委員、大村委員、小笠原委員、高橋委員、友村委員、中島委員、吉村委員
議事に沿って進行。事務局より、委員10名中9名が出席していることから、本会議が成立していることを報告。
- (4) 配付資料 会議次第、席次表、(審議事項)見直し提案に基づく検討、(別冊)法令関係資料
- (5) 次 第 1 開 会
2 議 事
(審議事項)
 - 「人口減少・少子高齢社会における持続可能なまちづくり」の観点からの、社会情勢等の変化などを踏まえた自治基本条例の見直しの検討
 - (1) めざす社会の具体化
 - (2) 自治の担い手の変化への対応
 - (3) 地域コミュニティの持続性確保に向けた支援
 - (4) 次世代(子ども・若者)への自治の継承
 - 熊本市市民参画と協働の推進条例の見直し
 - (5) 人口減少・少子高齢社会への対応
- 3 閉 会

II 議事要旨

各委員からの見直し提案にもとづき、事務局にて整理した検討項目に沿って説明後、審議。

【上村委員】

- ・審議事項(1)の「個性豊かで活力に満ちた社会」という表現は抽象的で分かりにくく、内容の具体化が必要ではないか。特に、自然・文化に加え「多様な人々の参画」を含めた“個性”の意味を、市民に理解しやすい形で示すことが重要である。目的条文は簡潔さが求められる点を踏まえつつも、重要な要素を整理して表現する工夫や、当該表現自体の妥当性についても検討が必要である。

【澤田委員長】

- ・条例の目的規定について、「個性豊かで活力に満ちた社会」という表現は法令上の性質から簡潔な書き方となっているが、その内容を市民に分かりやすく示すことができないかという点について、事務局の考えはいかがか。

【事務局】

- ・目的規定の表現については、どのような内容とするのが適切か現時点で明確な結論は持ち合わせていないが、一般的に目的規定は立法目的を簡潔に表現するものとされている。そのため、どの程度まで具体的に記載するかについては審議いただきたい。なお、条文に書ききれない内容については逐条解説において補足している。

【澤田委員長】

- ・現在の目的条文は他都市と比較しても簡潔な表現となっているが、より分かりやすく表現することも考えられるのではないか。また、前文で詳しく記載しているため条文が簡潔になっている可能性もあり、その役割分担も踏まえつつ、逐条解説の充実も含めて検討が必要。

【大村委員】

- ・審議事項（１）については、条例は市民に伝わってこそ活用されるものであるため、分かりやすさの観点から表現の見直しも必要ではないかと考える。
- ・審議事項（２）について、町内自治会を明記することは、他の団体とのバランスを欠くおそれがあるため不要ではないか。仮に記載する場合は、他の団体も含めて整理する必要がある。
- ・同じく審議事項（２）の事業者の役割については、現行の整理のままで良いのではないか。現時点では「事業者も市民である」という認識自体が十分に広がっていないため、役割を大きく変更すると理解や周知に混乱が生じるおそれがある。
- ・審議事項（３）については、第 32 条において既に支援規定があることを踏まえると、改めて書き加える必要はないのではないかと考える。
- ・審議事項（４）については、「子ども」の表記は現行のままで良いのではないか。条例上は 18 歳未満の市民を対象としており、こども基本法にあわせてひらがな表記に変更すると、対象範囲について誤解を招く可能性がある。
- ・審議事項（５）については、「校区等」の表現は見直しが必要ではないか。現行の説明だけでは統廃合後の旧小学校区が含まれることが分かりにくいいため、より明確な表現とする必要があると考える。

【澤田委員長】

- ・町内自治会を明記しないという意見については、他の団体との関係を踏まえたものと理解した。その上で、町内自治会を含む校区自治協議会があり、多様な団体を包括していることから、例示する場合は校区自治協議会とすることも考えられるのではないか

【大村委員】

- ・委員長の説明を踏まえ、例示する場合は校区自治協議会とすることが適切ではないかと思う。

【友村委員】

- ・同じく、例示する場合は町内自治会よりも校区自治協議会が適当ではないかと考える。校区自治協議会は各団体の代表が集まり、まちづくりやPTA等の活動について協議する場であり、実態としても包括的な組織として位置付けられるのではないかと考える。

【小笠原委員】

- ・審議事項（１）については、「個性豊かで活力に満ちた社会」は熊本市が目指す自治体像を示す重要な定義であり、条文自体は現行のままでよいと考える。そのうえで、具体的な内容は前文や逐条解説で補足する整理が適切ではないか。また、熊本の特性を踏まえ、「災害に強い自治体」といった視点を前文等に盛り込むことも検討できるのではないかと考える。
- ・審議事項（２）については、近年は多様な主体（産・学・官・民等）が連携して地域づくりを行う考え方が広がっていることを踏まえると、事業者のみを独立して位置付けることについては整理が必要ではないか。また、条例上の事業者の定義も整理が十分でないため、定義や範囲も含め検討が必要ではないかと考える。
- ・審議事項（３）については、「支援」という言葉について、東日本大震災以降、その捉え方が変化しており、支援する側・される側といった上下関係の印象につながる可能性がある。NPOの現場では、伴走型の関わり方が重視されており、こうした考え方も踏まえた表現の検討が必要ではないか。
- ・審議事項（４）については、現行の「子ども」という表記のままでよいと考える。
- ・審議事項（５）については、校区という表現について、県外出身の立場からすると校区単位での活動や関わりに馴染みが薄い。熊本市においては、校区の考え方が広く残っている一方で、今後もその考え方が続くのかという視点から、地域区分として適切なものかどうかの議論が必要ではないか。

【吉村委員】

- ・審議事項（２）については、事業者や通勤・通学者も市民に含まれるという考え方が十分に広がっていないことが課題であり、まずはその認識を広げていくことが重要ではないか。
- ・審議事項（３）に関連し、少子高齢化の進行により地域活動の担い手不足が大きな課題となっている。働く場所と住んでいる場所が異なる実態の中で、日中は地域にいない人も多く、従来の住民中心の活動には限界がある。事業所や職場を含め、自分が関わる場所を「地域」として認識し、そこでの関わりを広げていくことが必要ではないか。

【澤田委員長】

- ・事業者の役割に着目した点は新しい視点ではないか。従来、担い手不足の背景として共働き世帯の増加が指摘されてきたが、働く人は地域活動に参加しにくいという前提で考えられてきたのではないか。その点について、働いている人も地域の一員として捉え直し、事業者の関わり方を整理する余地もあるのではないかと考える。

【小笠原委員】

- ・委員長の指摘のとおり、事業者がまちづくりに関わることは重要である。実際に他都市では企業が主体的にまちづくりに参画している事例も見られる。一方で、地域によっては企業の関与に対する受け止め方に差もあり、今後は双方が歩み寄りながら関係性を構築していくこ

とが必要と考える。

【中島委員】

- ・事業者の関わりについて、担い手不足を補うため、地域の行事を実施する際には事業者と連携している。当日の出店のほか、事業者が実行委員として参加する場合もある。また、日中に災害が発生した場合、地域で活動できるのは事業者が中心であることも想定されることから、防災連絡会への参加など事業者の関わりを強化していく必要がある。事業者、福祉施設、学校、学生などと連携しながら地域活動を支えていく取組を進めている。
- ・審議事項（２）については、自治会よりも地域全体を網羅する組織として校区自治協議会が位置付けられていることから、明記するのであれば校区自治協議会が適当ではないか。
- ・審議事項（４）については、民生委員として扱う児童は18歳未満であるが、保健こども課では「こども」とひらがな表記が用いられている。そのため、表記によって対象範囲が異なっていることが分かりにくく、現場として混乱がある。
- ・審議事項（５）については、民生委員の活動は校区単位で行われている実態がある。一方で、学校の統廃合により校区の枠組みが変化し、地区表記への移行事例も見られる中で、校区と地区の扱いが分かりにくくなっている側面がある。そのため、校区から地区への変更については、実態を踏まえ慎重に検討する必要がある。

【澤田委員長】

- ・審議事項（４）については、「子ども」の表記については時代の流れに応じて見直すことも可能であり、過去の自治推進委員会においても「子供」という表記にするかどうかなど漢字とひらがなの議論があった経緯がある。現在はひらがな表記が浸透している状況も踏まえ、条例上の定義で整理すれば、ひらがな表記とすることも特に問題はないのではないかと。表記については引き続き議論していく必要がある。

【上村委員】

- ・小島小学校においては、学校統廃合により校区の範囲は拡大しているが、現実には従来の小学校区単位である「地区」としてまちづくりの活動が継続されている。統合先の校区は広すぎてコミュニティが成り立ちにくく、地域としては旧校区単位でのつながりが維持されている状況がある。
- ・これまで校区を単位として地域活動が行われてきた一方で、学校の統廃合によりその前提が変化しており、校区と地区の考え方の整理が必要となっている。地区単位で捉える方が実態に合う面もある一方で、従来の校区の考え方との違いに違和感もあり、表現や整理の難しさがある。

【中島委員】

- ・校区の区分があることで、他校に通う子どもが地域行事に参加しにくい面がある一方で、地区単位であれば参加しやすいなどの利点はある。

【友村委員】

- ・審議事項（１）については、目指す社会の内容は逐条解説に記載されていることから、条文は現行のままでもよいのではないかと。

- ・審議事項（２）については、町内自治会ではなく校区自治協議会として記載が適当ではないか。また、PTAにおいても担い手不足が課題となっており、地域の事業者と連携した取組が必要である。地域の事業者が登下校の見守り等に関わることで、子どもたちの安全確保や安心感につながるとともに、企業の認知や社会的信用の向上にもつながる可能性がある。こうした関わりを通じて地域への愛着が育まれ、将来的な地域活動への参加にもつながることが期待されることから、PTAとしても事業者と連携した取組を進めている。
- ・審議事項（３）については、「支援」という言葉について、行政が何でも対応してくれるという受け止め方につながるおそれがある点を懸念している。実際に地域の中でも行政に依存するような受け止め方が見られることがあり、使い方には留意が必要である。
- ・審議事項（４）については、学校やPTAでは漢字表記の「子ども」が一般的であり、ひらがな表記との統一や整理には難しさがあるのではないかと。
- ・審議事項（５）については、校区とするか地域とするかについて、統廃合の状況や今後のあり方によって判断が必要ではないか。災害時の避難や対応においては校区単位での体制が機能している面もある一方で、学校のあり方が変わる中で地域単位とする考え方もあり得る。今後の体制や役割の整理によって表現を検討する必要がある。

【澤田委員長】

- ・小島校区では、災害時の拠点について、統廃合後の校区においてどのように運用されているのか。

【上村委員】

- ・松尾西地区では統廃合前の旧校区単位で災害対応を行っており、旧学校施設が必ずしも避難拠点とはなっていない。旧学校施設は土砂災害等の危険もあることから、避難場所は区役所等を周知している。また、統合後の校区は範囲が広く、地域の実情が共有されにくいと、実際には旧校区（地区）単位で活動している。

【友村委員】

- ・避難場所が適切に周知されるのであれば、地域単位での整理でも対応は可能ではないか。

【高橋委員】

- ・全体的に条文の表現について、「など」「等」といった曖昧な記載が多く見られ、解釈の幅が広くなりすぎているのではないかと。抽象的な表現は便利である一方で、支援すべき対象や内容が見えにくくなるおそれがあるのではないかと感じた。
- ・審議事項（１）については、「個性豊かで活力に満ちた社会」という表現は抽象的ではあるものの、逐条解説や前文で補足されていることから、条文には大きく加筆する必要はないのではないかと。前文や逐条解説については、災害に強いまちづくりといった視点も含め、内容の更新や充実を検討してもよいのではないかと。また、人権尊重といった要素を含めることも一つの考えではないかと。
- ・審議事項（２）については、事業者をまちづくりの主体として明確に位置付ける必要があるのではないかと。南区のまちづくりビジョンや各区の取組においても、事業者を含めたまちづくりが既に進められている中で、条例の記載が十分対応していない面もあることから、事業

者に焦点を当てた整理や記載の見直しが必要ではないか。また、町内自治会の表記については、校区自治協議会など地域を包括する組織を明記することが適当ではないか。

- ・ 審議事項（３）については、「支援」という言葉の使用自体は問題ないが、あくまで自立や自主性を促す観点からの支援として位置付けることが重要ではないか。地域の主体的な活動を後押しするため、ICTの活用支援など、自治会が活動しやすくなる環境づくりを支援する取組が有効ではないか。
- ・ 審議事項（４）については、時代の変化を踏まえ、ひらがなの「こども」とすることも考えられる。ただし、本委員会のみ議論にとどまらず、熊本市全体としての方針と整合させる必要があり、全庁的にひらがな表記を用いるのであれば、それに合わせて整理するのがよいのではないか。
- ・ 審議事項（５）については、校区という名称に親しみがああり、可能であれば残したいと考える。一方で、地区という捉え方を必要とする実態もあることから、両者を併記するなど共存できる表現も検討できるのではないか。熊本では校区単位のコミュニティが根付いている現状も踏まえ、校区という表現を活かしつつ整理することが望ましいのではないか。
- ・ 審議事項（２）については、事業者は地域活動に関心があっても、どこに関わればよいか分からないといった状況がある。実際には地域からの要請があれば協力する意向を持つ事業者も多いことから、条文に事業者を明記することで、行政やまちづくりセンター等への働きかけが促され、地域活動に参画する事業者が増えることが期待されるため、記載を加える必要があるのではないか。

【澤田委員長】

- ・ 熊本市における「こども」の表記について、ひらがな表記の使用に関する全庁的なルールや統一方針があるのか

【事務局】

- ・ 熊本市では令和４年に、「こども」の表記について漢字とひらがなの使い分けに関する基準を策定している。原則としてひらがな表記へ見直すこととしているが、法令の規定に基づく場合や対象範囲が変わるおそれがある場合、市民に混乱が生じるおそれがある場合は例外的に従来の表記を用いることとしており、条例や制度の趣旨に応じて適切に使い分けることとしている。

【澤田委員長】

- ・ 市民に混乱が生じるおそれがある場合とはどんな場合か。

【事務局】

- ・ 具体的な内容については把握していない

【小林副委員長】

- ・ 審議事項（１）については、「個性豊かで活力に満ちた社会」という表現は条文としては現行のままでもよいのではないか。一方で、災害など新たな視点を含めた内容の充実については検討の余地があり、前文や逐条解説において整理することが適当ではないか。
- ・ 審議事項（２）については、昼間と夜間で地域に関わる主体が異なる実態を踏まえ、時間帯

ごとに主となる担い手が役割を果たせる枠組みとする必要がある。事業者や団体など、地域に関わる多様な主体がその地域に対して一定の役割を担い、関与していく考え方も必要ではないか。また、町内自治会の表記については、全体を包括する組織として校区自治協議会が適当ではないか。

- ・事業者や外部団体の役割については、他都市の事例でも地域の構成員として社会的責任を果たすことが明確に位置付けられている例が見られることから、こうした考え方を踏まえた文言を条例に加えることも検討できるのではないか。
- ・審議事項（３）については、「支援」という言葉には上下関係のイメージがあることから、協働や共同といった関係性を重視した表現が適切ではないか。また、地域活動は住民が主体となって進めることが重要であり、行政は前面に出るのではなく、制度や環境面で支える立場として関わるのが望ましい。まちづくりセンターの設置により地域の窓口が分かりやすくなった点は評価できる。
- ・審議事項（４）については、子どもの表記は漢字・ひらがなのいずれでもよいが、表記によって意味や対象の違いが生じる場合には、市民に分かりやすく示すなど、混乱が生じないようにした方がよい。
- ・審議事項（５）については、熊本市は校区単位の地域コミュニティが強く根付いているという特徴があり、地域への愛着やつながりの観点から校区という言葉には重要な意味があるため、可能であれば残していくことが望ましいと考える。一方で、学校統廃合により従来の校区の枠組みが変化している実態もあることから、地区といった考え方を併記するなど、実態に即した表現を検討することも必要ではないか。

【澤田委員長】

- ・本日の議論を踏まえ、論点ごとに一定の方向性が見えてきたため、今後は具体的な条文や逐条解説の整理について事務局と検討し、次回以降に提示する。
- ・特に事業者の位置付けについては、これまで十分に打ち出されていなかったが、今後のまちづくりにおいて役割を明確にし、関与を促していく視点を強化することも検討していく必要がある。
- ・こうした方向性について、次回以降改めて案を示し、議論を深めていきたい。

【上村委員】

- ・審議事項（４）については、現行の条例では「子ども」を18歳未満の市民として限定している一方で、ひらがなの「こども」はより広く解釈されている状況があることを踏まえ、定義の見直しを検討することも考えられるのではないか。心身に障がいのある方なども含め、多様な人が主体的に関わる観点から、従来の限定的な定義にとらわれない考え方も一つの方向ではないか。

【澤田委員長】

- ・子どもの表記については、単に表現を変更するのではなく、その意味や内容も含めて見直すことが必要ではないか。過去の検討事例では、子どもは選挙権を有しない者の権利を保障する観点から位置付けられてきた経緯があることを踏まえ、表現を変更する場合にはその趣旨も含めて一段踏み込んだ検討を行う必要がある。今後、どのような形で整理できるか検討していきたい。

【小笠原委員】

- ・審議事項（２）については、事業者の定義について、労働基準法や税法などにより解釈が異なる可能性があり、熊本市としてどのように位置付けているのか整理が必要ではないか。また、条例上「事業者」として整理されているものの、その具体的な定義や範囲が分かりにくいいため、明確化する必要があるのではないか。

【事務局】

- ・事業者の定義については、第２条において「本市の区域内で事業を営み、または活動する個人及び法人その他の団体」と規定されており、このうち「事業を営む」ものが事業者に該当するものと考えている。

【小笠原委員】

- ・事業者と記載する場合には、それが具体的にどの範囲を指すのかについて整理が必要ではないか。
- ・経済団体等についても、事業者として位置付けるのか、地域団体として整理するのが明確でないため、その範囲や区分について整理が必要ではないか。

【高橋委員】

- ・事業者の定義について、商工会や青年会議所などの経済団体が事業者に当たるのか地域団体に当たるのか判然としない事例がある。実際の取組が先行している中で、その位置付けをどのように整理するのが分かりにくい状況にあることから、定義の明確化が必要ではないか。

【澤田委員長】

- ・事業者の定義については、他の条例も参考にしながら整理が必要であり、次回に向けて検討を行う。また、市民の中に事業者や地域団体等を含めて整理している現行の考え方についても、今回の議論を踏まえた見直しを検討していく。
- ・本日の議論を踏まえ、事務局において論点の整理と検討項目の取りまとめを行い、次回以降に具体案を提示する。
- ・以上をもって本日の議事を終了とする。